

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

軽自動車 2 台

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 納入期限

令和 8 年 4 月 1 日午前 10 時まで

(5) 納入場所

鳥取県東部庁舎（鳥取県鳥取市立川町六丁目 176 番地）

(6) 入札方法

入札は、紙入札により行い、郵便等による入札を認める。

なお、入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税相当額を含めた金額）とし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の業種区分に登録されている者であること。

ア その他の賃借の自動車

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県の鳥取市、岩美郡又は八頭郡内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 本件公告に示した借入物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該借入物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び借入物品の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課

電話 0857-26-7872

電子メール choujyu-center@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月24日(火)から同年3月12日(木)までの間にインターネットの鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/choujutaisaku/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月24日(火)から同年3月12日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

なお、2回目以降の入札にも参加する場合は、各封筒に何回目入札分であるかを明記の上、同封すること。

使用しなかった入札書は、担当部局において破棄するものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月23日(月)午後2時即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日(木)午後5時必着とする。)

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県庁本庁舎地階 第6会議室

(5) 事前説明会の開催

本件借入に関する事前説明会は実施しない。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類(入札説明書の7で示す事前の提出物)を、郵便等又は持参の方法により令和8年3月12日(木)午後5時までに4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した借入を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件借入に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。